



|      |  |
|------|--|
| 文書名  | <b>認証団体のための RTRS 管理の連鎖認定と<br/>認証基準</b><br><b>認証団体バージョン 3.2_ENG</b>   |
| 参考文書 | 管理の連鎖認証のための RTRS_A&C_STD_003_V3-2_ENG_   |
| 日付   | 2012 年 10 月 19 日   |
| 作成者  | ProForest が国際技術グループ (ITVG)、Control Union、<br>RTRS 管理の連鎖議定書 WG、RTRS 事務局の協力のもと実施。<br>改正:2010 年 5 月 11 日、12 日 RTRS 理事会メンバー。11 月 15<br>日 RTRS 事務局により実施。<br>2012 <sup>1</sup> 年 1 月に新項目追加。<br>2012 年 10 月に新たに修正。<br>2018 年 2 月 E4tech の協力で RTRS 技術ユニットが修正。<br>この文書は 2018 年 4 月 17 日、理事会メンバーによって正式<br>に是認、認可された。 |

これは公文書である。この文書の内容、またはRTRS基準に関する問い合わせ先:

RTRSの技術ユニット:

[technical.unit@responsiblesoy.org](mailto:technical.unit@responsiblesoy.org)

cc: info@responsiblesoy.org

電話番号: +54 11 39869461

RTRSの公式言語は英語、スペイン語、ポルトガル語である。しかし同じ文書でバージョンによって内容に相違点がある場合は英語版を参照。

<sup>1</sup> 2011 年 2 月に追加修正



## 目次

|       |   |    |
|-------|---|----|
| I.    | はじめに.....                               | 3  |
| II.   | ねらい .....                               | ]  |
| III.  | この文書の使い方.....                           | 3  |
| IV.   | 定義.....                                 | 5  |
| V.    | 前バージョンからの変更点.....                       | 6  |
| VI.   | RTRS 認定システム.....                        | 6  |
| VII.  | 認証団体のための全体認定要件 .....                    | 7  |
| 項目 A. | RTRS 管理の連鎖基準認証の要件 .....                 | 12 |
| 項目 B. | 供給連鎖のための RTRS EU RED 従属要件に対する追加要件.....  | 16 |
| 項目 C. | マルチサイト CoC 認証のための追加要件.....              | 17 |
| 項目 D. | 食材保証システムの項目に対する認証要件と RTRS 大豆製品の項目 ..... | 19 |
| 付録 1. | RTRS 評価担当リーダーの RTRS 管理の連鎖基準認証資格.....    | 24 |
| 付録 2. | 評価レポート; RTRSCoC 基準に対する認証.....           | 25 |



## RTRS 認定と認証基準

### I. はじめに

責任のある大豆生産のための円卓会議 (RTRS) は責任のある大豆に関する国際的な集まりである。  
[www.responsiblesoy.org](http://www.responsiblesoy.org).

RTRSの主な目的は「カウンターパート同士が供給連鎖や会話を通じて協力し合い、責任のある大豆生産を促進させる」ことである

次のような手段を用いてRTRSは目的達成を目指す:

a) 責任のある大豆生産のための基準作成及び責任のある大豆生産の監査に関連する手段の開発。責任のある大豆生産のRTRS基準バージョン1.0は2007年からの2010年にかけて開発され原則、判定基準、指数、ガイダンスで構成されている。これは大豆生産者が責任のある生産方法を導入し、認証団体が農場で監査を行う際に使用される。RTRSによって認可された認証団体によるRTRS認証要件に従い、独立した認証が行われてるまではRTRS原則や判定基準に関する声明を公表することはできない。

(b) RTRS認証大豆、大豆派製品、大豆製品の管理に関する要件が記載されている管理の連鎖基準には材料の供給とその関連事項が含まれている。RTRS管理の連鎖基準は2010年に開発され、組織大豆の価格連鎖でRTRS認証大豆の監査システム導入を証明するために開発された。RTRSによって認可された認証団体によるRTRS認証要件に従い、独立した認証が行われるまではRTRS原則や判定基準に関する声明を公表することはできない。

この文書作成に当たり、世界の生産者および供給連鎖に関わる組織の間に大きな規模、技術知識、組織の違いがあることを認識した。そのため認証へのアクセスは実用的かつ手ごろな価格ですべての組織が行えるものでなければならない。

### II. ねらい

この文書の内容:

- (a) RTRS大豆製品の食材保証項目など様々なRTRS基準の監査やその認証を発行する認証団体 (CB) のための要件。(認定と認証)
- (b) これらの認証団体による認証方法 (認証要件)

導入日:

この基準は2010年11月15日より有効化

再検討日

基準は導入後1年以内に再検討される

### III. この文書の使い方

この文書は項目ごとに構成されている。

項目は認定、認証範囲に従って適用される。

- 1- 適用範囲: RTRS 管理の連鎖基準のための認定と認証。

CB が守らなければいけないこと:

|                    |
|--------------------|
| VI RTRS 認定システム     |
| VII CB のための全体認定要件  |
| 2 CB のための認定と認可プロセス |



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

|                              |
|------------------------------|
| 3 システムと工程要件                  |
| 項目 A: 管理の連鎖要件                |
| 項目 B: RTRS EU RED 認証に対する追加要件 |
| 項目 C: マルチサイト認証               |
| 付録 1: 監査担当者の資格               |
| 付録 2: 監査レポートとの内容             |

2- 適用範囲: RTRS 管理の連鎖基準および RTRS EU RED 要件に対する認定と認証。

CB が守らなければいけないこと:

|                           |
|---------------------------|
| VI RTRS 認定システム            |
| VII CB のための全体認定要件         |
| 2 CB のための認定と認可プロセス        |
| 3 システムと工程要件               |
| 項目 A: 管理の連鎖要件             |
| 項目 B: RTRS EU RED 認証の追加要件 |
| 項目 C: マルチサイト認証            |
| 付録 1: 監査担当者の資格            |
| 付録 2: 監査レポートとの内容          |

3- 適用範囲: RTRS 大豆製品のための FEMAS と RTRS 項目の認定と認証。

CB が守らなければいけないこと:

|  |
|--|
| VI RTRS 認定システム                             |
| VII CB のための全体認定要件                          |
| 2 CB のための認定と認可プロセス                         |
| 3 システムと工程要件                                |
| 項目 D: RTRS 大豆製品のための食材保証項目と RTRS 項目認証のための要件 |
| 付録 1: 監査担当者の資格                             |
| 付録 2: 監査レポートとの内容                           |

注: マルチサイト認証は RTRS 大豆製品のための FEMAS 、 RTRS 項目では許可されていない。

4- 適用範囲: RTRS 管理の連鎖および RTRS 大豆製品のための FEMAS と RTRS 項目の認定と認証。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

CB が守らなければいけないこと：

|  |
|--|
| VI RTRS 認定システム                             |
| VII CB のための全体認定要件                          |
| 2 CB のための認定と認可プロセス                         |
| 3 システムと工程要件                                |
| 項目 A: 管理の連鎖要件                              |
| 項目 C: マルチサイト認証                             |
| 項目 D: RTRS 大豆製品のための食材保証項目と RTRS 項目認証のための要件 |
| 付録 1: 監査担当者の資格                             |
| 付録 2: 監査レポートの内容                            |

注：マルチサイト認証は RTRS 大豆製品のための FEMAS 、RTRS 項目では許可されていない。

- 5- 適用範囲：RTRS 管理の連鎖基準、RTRS EU RED 要件、RTRS 大豆製品のための食材保証項目と RTRS 項目の認定と認証。

CB が守らなければいけないこと：

|  |
|--|
| VI RTRS 認定システム                         |
| VII CB のための全体認定要件                      |
| 2 CB のための認定と認可プロセス                     |
| 3 システムと工程要件                            |
| 項目 A: 管理の連鎖要件                          |
| 項目 B: RTRS EU RED 認証の追加要件              |
| 項目 C: マルチサイト認証                         |
| 項目 D: RTRS 大豆製品のための食材保証項目と RTRS 項目認証要件 |
| 付録 1: 監査担当者の資格                         |
| 付録 2: 監査レポートの内容                        |

#### IV. 定義

適用可能な RTRS 基準とは認証団体が監査の際に使用する RTRS 原則、判定基準、指数のことを言う。この文書では次の内容を扱う。

管理の連鎖基準：RTRS 管理の連鎖基準全体要件と関連項目。

RTRS 大豆製品のための食材保証計画（FEMAS）項目。



FEMAS基本基準はRTRS管理の連鎖基準の要件に相当する。これらの要件と該当項目を適用する。

## V. 前のバージョンからの変更点

|              |   |
|--------------|---|
| VII          | 2.1<br>3.5.2<br>3.7<br>4.4  |
| 項目 A         | 1.3   |
| 項目 C         | 新項目   |
| 項目 D<br>修正事項 | 2012年1月<br>新項目<br>III- この文書の使い方<br>IV- 定義の修正<br>3.5- 認証発行- 注<br>付録 1- RTRS 評価リーダーの資格- 注<br>付録2- 評価レポート- 注 |
| 修正事項         | 2012年10月<br>3.5.2を修正  |

## VI. RTRS 認定システム

### 1. RTRSによる認証団体の認可

#### 認定についての概要

- 1.1.1. RTRS 基準<sup>2</sup> に対する評価、認証発行を希望する認証団体はこの文書の要件に従ってRTRS に認可されなければならない。
- 1.1.2. 認定要件を満たしている団体のみが認証を行うことができる。個人は認証団体になることはできない。
- 1.1.3. それぞれの認証団体は地理的位置（国、地域）や認証タイプ（責任のある大豆生産及び管理の連鎖）を認定範囲の詳細を示す必要がある。

#### 認定団体(AB) 要件

- 1.1.4. 正式にRTRSによって認証された団体のみが認定団体(CB) になり、評価や認証を発行することができる。

<sup>2</sup> RTRS 大豆製品のための FEMAS と RTRS 項目の計画を含む。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 1.1.5. 認定団体はISO 17011:2004要件に従って実施しなければならない。
- 1.1.6. 認定団体は国内の認定団体と国際認定団体がある。
- 1.1.7. 国内の認定団体は:
  - 1.1.7.1. 国際認定フォーラム(IAF)加盟メンバー、IAF多国認可協定(MLA)のメンバーで次のいずれかのカテゴリーで加盟メンバーとして認められた団体でなければならない。QMS (品質管理システム) MLA または 製品 MLA。
- 1.1.8. 国際認定団体は国際社会環境認定及びラベリング連合(ISEAL)のメンバーでなければならない。

## VII. 認証団体のための全体認定要件

### 2. CBのための申請と認定プロセス

#### 2.1. 登録と申請

- 2.1.1. CB はRTRS事務局に正式に申請し、RTRSにCBであることを事前に報告しなければならない。
- 2.1.2. CB はRTRSに必要な書類 (RTRSの要求に従い) を提出しRTRSの承認を受け、事前登録を行わなければならない。
- 2.1.3. RTRS に承認されればCBはRTRS認可の認定団体による認定にむけての申請契約を結ぶ。
- 2.1.4. 事務局はCBに事前登録を確認し完全なリストを提示する。そのリストには認可された認定団体の連絡先が記載されている。CBはRTRSに認定額の半額を支払う必要がある。
- 2.1.5. CBはRTRSによる事前申請の契約締結日から12か月以内にRTRS認可の認定団体による肯定的な認定決議を受けなければならない。
- 2.1.6. 事前申請期間中、CBは認証審査及び認証を発行することができる。
- 2.1.7. 事前認定期間中、RTRS 事務局はCBが証明書を発行する前に外部での再検査をする目的で認証評価レポートの提出を求めることができる。
- 2.1.8. CB がRTRS認可の認定団体によって認定決議を取得 (事前申請の契約締結日から12か月以内に) した後、CBはRTRS事務局に最終的な申請書類を提出し正式認可の残額を支払う必要がある。

#### 2.2. 認定と監視

##### 中心適性要件 (Core competency)

- 2.2.1. 認証団体はISO/IEC ガイド 65の要件を満たす必要がある:1996 とこの基準であげられているその他の要件。

##### その他の要件

- 2.2.2. 認証 団体はRTRS.メンバーでなくてはならない。

##### 認定

- 2.2.3. CB はISO/IEC ガイド 65:1996及びこの文書に従って必要書類、必要な手続きを行ったことをを証明する必要がある。
- 2.2.4. CB は認定を求める基準に関し、すくなくとも一人のRTRS評価リーダー要件を満たす相談役を有することを証明しなければならない。(付録 1)



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

2.2.5. 認定プロセスの一環として、管理の連鎖認証申請ごとにABスタッフは少なくとも一人の証人が付く評価を行わなければならない。ABスタッフはCBIに付き添いRTRS管理の連鎖基準<sup>3</sup>を用いた施設アセスメントを行う。認証団体が顧客の現場検証を行う理由はCBスタッフの適性を評価するためである。

その他の現場監査の理由

2.2.5.1. 文書化されたシステムや工程表、特に監査チームの割り当てに関するCBの手順の効率を現場で評価する。特に担当監査チームの適性に関する検証を行う。

2.2.5.2. CBの監査の監視。CBの監査チームを監視する。評価基準は次:

- CBが文書化したシステムや手順に従っているか。
- ISO/IEC ガイド65 の要件や勧め、その他のRTRS基準やガイダンスに従っているか。

2.2.6. すべての要件を満たしているCBIはABIによる認定を受ける。

### 監視とモニタリング

2.2.7. CBIはABIによって農場で行われる証人付きの監視訪問の対象となる。

2.2.8. 監視訪問ではCBIによって行われる認証監査の範囲（組織規模、地理的な作業範囲）を考慮しなければならない。

2.2.9. RTRSは事前に通知することにより自己責任でABIによるアセスメントや監視監査に参加する権利を持っている。

## 2.3. RTRSとの契約

2.3.1. CB は一度認可されれば、認定確認を提出しRTRS認定料金の残額を支払わなければならない。後にRTRSはCBIに対し、RTRS認証授与を許可する契約書を発行する。（RTRSにより事前認可で契約書類にサインされていない限り）

2.3.2. CBIはRTRS監視訪問を受けた後、達成継続確認書を発行し年間認定料を支払わなければいけない。

2.3.3. CBIはRTRSの年間CB会議に最低1人のシニア代表（認証プログラム責任者または経験のある相談役）を送る。会議の情報は相談役全員、そしてCB内のRTRS認証関係者ら全員に伝える必要がある。

## 2.4. 処罰

2.4.1. RTRS は次の場合、RTRS認証団体としての権利を放棄することができる:

2.4.1.1. CBが認証訪問中に全体的に不適正と認識されたが是正措置をとらずに認定ステータスを失った場合。

2.4.1.2. CB がRTRSとの契約条件を守らない場合。

2.4.2. RTRS委員会にはこの問題を扱う責任がある。

2.4.3. CBIはRTRS要件や方針に従わなければ処罰を受ける。その処罰の内容はRTRS委員会が定める。

## 3. システムと工程表要件

### 3.1. クレームと苦情のメカニズム

3.1.1. CBIは公開された苦情処理手順を開発しなければならない

3.1.2. CB は自社のホームページでクレームの提出方法、またそれらに対するCBの対処手順の要約を公開しなければならない。

3.1.3. その要約は英語とCBがRTRS認証監査を実施している国の言語で公開する必要がある。

### 3.2. CBの独立性、公平性、統合性

<sup>3</sup> NB. CB が大豆生産認証と RTRS 管理の連鎖認証両方を申請している場合、証人監査も 2 人で行われる。（一つの認証に一人）





## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 3.2.1. CBは問題を避けるため、方策と手順を文書化しなければならない。
- 3.2.2. 問題を認識、解決するため、認証団体によって定められた最低3つの団体からなる独立した委員会を設立する必要がある。
  - 3.2.2.1. 年に一度会議を開く。
  - 3.2.2.2. 団体の金融管理から独立している。
  - 3.2.2.3. 認証決議から独立している。
  - 3.2.2.4. 認証団体の活動が独立しているか正式に確認する。
  - 3.2.2.5. 議論、推薦、それらに対するCBの回答を記録する。
- 3.2.3. 委員会の苦情、推薦、是正措置の記録は少なくとも10年間保存する必要がある。
- 3.2.4. 認証団体とその監査メンバーは組織または関連組織から最低5年は独立していなければならない。独立とは監査組織と雇用関係を持たない、コンサルタント活動を行っていない、またはその他のサービスを行っていないことを言う。
- 3.2.5. CBはRTRS認証や管理に関するアドバイスや技術支援を行った組織、また公平性を害する関係を持つ組織で監査をしてはいけない。
- 3.2.6. CBの工程表ではすべてのスタッフの契約義務を記載し（認証の決断に貢献するコンサルタント等外注のスタッフも含む）認証団体に対するクレームや苦情を公表しなければならない。
- 3.2.7. 注: CBの公平性を害する関係には所有、支配、管理、雇用関係、共有資源、融資、契約、販売手数料の支払い、その他新しい顧客を獲得するための行為。(IAFの「関係団体」の定義を参照)

### 3.3. 顧客の申請と契約

- 3.3.1. CBはRTRS基準の認証獲得または認証維持を希望する団体と認証サービス契約を結ぶ。またサービス開始前にその契約内容を記録しなければならない。
- 3.3.2. その契約には認証範囲、期間、評価工程に関わる費用、CBと顧客の権利や義務が記載される。また下の項目も含まなければならない。
  - 3.3.2.1. 秘密情報に対する規定

### 3.4. 認証ホルダーのための情報

- 3.4.1. CBはRTRS基準の要件に対する認証を申請、または認証ホルダーはRTRSに関する必要な情報をすべて入手していることを保障しなければならない。
- 3.4.2. CBはRTRS 要件または導入日の変更など、CBの要件に変更が生じた場合、認証ホルダー全員に連絡できる手段をもたなければならない。

### 3.5. 認証の発行<sup>4</sup>

- 3.5.1. RTRS認証番号の割り当ては下のシステムに従って行われる:

3.5.1.1. RTRS 認証番号は唯一で下の表に示すような3つまたは4つの部分から構成されている。:

| 認証番号の構成                            | 記載方法                | 注                          |
|------------------------------------|---------------------|----------------------------|
| RTRS 責任のある大豆のための認証だということを証明する参考資料。 | RTRS                | すべての認証で最初に必ず提出しなければいけない資料。 |
| 略語または認証団体の頭文字                      | 例:SGS、KPMG、CU       | 契約締結時にRTRSと合意              |
| 適性を評価するRTRS 基準の                    | COC (RTRS管理の連鎖認証基準) | COC のみが管理の連鎖認証に            |

<sup>4</sup> FEMAS 及び RTRS 大豆製品の RTRS 項目には適用されない。RTRS 大豆製品に関しては項目 D を参照。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

|  |   |  |
|--|---|--|
| 頭文字  | AGR (責任のある大豆生産のためのRTRS基準)   | 関連している。  |
| EU REDのバイオ燃料要件、非GMO要件、非paraquat要件、またはそれらを組み合わせた要件を満たしている組織に追加されるコード。 | BFLS (バイオ燃料) (生産者/加工業者のためのEU RED 達成要件基準を満たしている場合);<br>NGMO (非GMO要件を達成している);<br>NPQ (Paraquat要件を達成している);<br>NGMO/NPQ (非-GMO と非Paraquat が要件を達成している) | そのほかの項目も達成している場合のみに必要。   |
| 唯一の連続番号  | 例 0012  | CBが発行した認証番号に従う。<br><br>CBが両方のタイプの認証許可を持っている場合、AGR 認証 (0001から始まる) とCOC 認証 (0001から始まる) 二つの認証番号を持つ。 |

### 3.5.1.2. いくつかの例:

- RTRS-CU-COC-0034
- RTRS-INT-COC-0001
- RTRS-SGS-COC-BFLS-0001

### 3.5.2 認証内容: 発行された認証には少なくとも次の内容が含まれる<sup>5</sup>:

- 認証番号
- 認証団体: 団体名、住所、市町村、国
- 認証範囲: 評価に使われた基準名とバージョン番号
- 評価タイプ
- 評価製品のタイプ
- 認証の有効期限: 年月日から年月日まで
- 認証を発行する認証団体名、住所、市町村、国
- RTRSロゴ、RTRSロゴ使用規則に準ずる

## 3.6. クレーム管理

3.6.1. CBの認証手順には登録ブランドの管理に関するRTRS要件の達成を保證する手順が含まれていなければならない。(RTRSコミュニケーションの声明方針を参照)

## 3.7. 認証の譲与

<sup>5</sup> FEMAS 及び RTRS 大豆製品の RTRS 項目には適用されない。RTRS 大豆製品に関しては項目 D を参照。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 3.7.1. 認証の譲与は認可された認証団体(以下、認証発行団体と呼ぶ)が既存の有効な製品に対し別の認可された団体(以下認証を受ける団体)が認証することと定義されている。これは独自の認証を発行するために行われる。
- 3.7.2. 認可された認証団体が発行した認証のみが譲与の対象となる。このような認証団体によって認証されていない認証ホルダーは新規の認証とみなされ初期監査が必要となる。
- 3.7.3. 保留された認証または大部分が不適正で破棄された認証は譲与の対象とならない。そのため新規の認証として初期審査を含めるすべての審査が必要となる。
- 3.7.4. 認証譲与の場合、認証団体は認証ホルダーに関する次のような情報を確認する必要がある。
  - 3.7.4.1 認証有効期限。
  - 3.7.4.2 認証譲与申請理由。
  - 3.7.4.3 認証発行団体が最後に訪問した際に受けたクレームやそれに対する処置。
  - 3.7.4.4 法の履行に関する組織(潜在的な顧客)と調整団体との間の契約。
  - 3.7.4.5 現在の認証範囲。
  - 3.7.4.6 認証サイクルの現段階。監視頻度と最後の認証発行団体の訪問日。
  - 3.7.4.7 既存の認証ステータス(例: 一時停止中、通常通り等)。
  - 3.7.4.8 前回の評価レポートと要約。認証発行団体の証明書のコピー。
- 3.7.5. 再検討プロセスは認証団体の適任者によって行われるべきである。再検討プロセスは3.7.4すべての要件を達成しその結果は文書化されなければならない。
- 3.7.6. 認証は認証サイクルのどの段階でも譲与可能である。その有効期限は譲与された日から認証の有効期限までである。新しい認証を発行する際は直ちにRTRSに通知しなければならない。
- 3.7.7. その後、3.3の項目に従い潜在的な顧客に対し契約書が発行される。

## 4. 費用

- 4.1. RTRS認識に関わるすべての費用は事前にRTRSとCBの間で合意され、CBIによって支払われなければならない。
- 4.2. 認定に係る全ての費用は認定団体と認証団体の間で合意され、後者によって支払われなければならない。
- 4.3. 認証に関わる全ての費用はCBと認証申請者の間で合意され、認証申請団体によって支払われなければならない。
- 4.4. 発行CBは認証ホルダーが認証事項を変更、または譲与することにした場合、追加費用等を請求してはいけない。



## 項目 A. RTRS管理の連鎖基準認証要件

この項目は RTRS 管理の連鎖基準認証に認証申請を行う認証団体に適用される。

この項目の要件に加え、全体要件(この文書のセクション VII) を満たしていなければならない。

### A 1. オプションの要件

#### A 1.1. 文書化された工程表

- A 1.1.1. CBはRTRS CoC基準の評価を行うために文書化された工程表を開発しなければならない。
- A 1.1.2. CB の工程表はISO 19011:2002、品質/環境管理システム評価のガイドラインと一致していなければならない。
- A 1.1.3. CB の工程表ではメインCoC 評価と監視評価に必要な人員数、日数を明記しなければならない。これは評価団体の規模や内容、認証範囲、施設からの距離、前の評価の情報等に準じて計画される。証拠を集めるための時間配分も工程表に記される。

#### A 1.2. 認証ユニット

- A 1.2.1. 管理の連鎖 認証監査はそれぞれの施設レベルで行われる。

### A 2. 評価要件

#### A 2.1. 評価チームと評価担当者

- A 2.1.1. CBは評価担当者と評価チームのメンバーの最少人数を定義しなければならない。CB は評価担当のリーダーは:
  - A 2.1.1.1. RTRS評価担当者の最小要件を満たしている(付録1参照)。
  - A 2.1.1.2. 文書内のRTRS CoC基準、コミュニケーション声明方針の要件を熟知している。
  - A 2.1.1.3. 評価が行われる場所の言語を理解する、または外部の通訳者を雇う。

#### A 2.2. 計画

- A 2.2.1. CBは評価の日数と範囲を設定する際、管理の連鎖評価の範囲、組織が他の認証で使用するマネジメント及びオペレーションシステム(例: 食品安全、食材保証、品質、管理)を考慮する必要がある。

#### A 2.3. 達成評価

- A 2.3.1. 達成評価はRTRS 管理の連鎖認証に適用される指数が適性が不適正かで判断される。ここには全体要件と関連項目の要件も含まれる。
- A 2.3.2. マルチサイト認証: マルチサイト管理の連鎖(RTRS管理の連鎖基準の項目 C)の適性を確認するために企業の内部管理システム(ICS)が評価される。またグループメンバーのサンプルはRTRS管理の連鎖基準に関連するセクションに対する適性が評価される。
- A 2.3.3. メイン評価の日程は認証団体が決める。認証団体は顧客と話し合い、監査担当者や監査団体にその資格があればRTRS管理の連鎖認証と現場他で行う他の評価(食品安全、食材保証等)を同時に行うことができる。
- A 2.3.4. 評価期間中、安全かつ自由にすべての施設に立ち入ることができなければならない。立ち入ることができない場合は申請団体の意向に関係のない事情通行(道路通行止め、洪水、内戦、テロ活動等)でない限りは無効となる。外部の事情で立ち入りできない場合、評価の日を延期するまたは他から情報を入手する等の処置を行う。どちらの場合も新たに申請を行う必要がある。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

A 2.3.5. 同じ顧客に対し3回連続同じ評価担当者が評価を行うことはない。(監視評価も含む)

### 文書と記録

A 2.3.6. 監査担当者はRTRS管理の連鎖基準の管理の連鎖マネジメントシステム文書と過去の記録をよく理解し評価する必要がある。

A 2.3.7. 認証大豆またはその派製品の受領、加工、供給に関連する RTRS 管理の連鎖記録を再検査する必要がある。

注: 生産量や販売量の管理に関する規則、過剰販売または過剰共有の規則に関する追加のガイダンスがRTRSの別文書で開発されている。

### 施設訪問

A 2.3.8. 監査担当者は正しい観察を行うため、評価する施設内で多くの場所、多くの重要管理点を訪問して次にあげる項目を検査しなければならない。

- a) 組織のシステム工程表
- b) RTRS管理の連鎖基準に関する要件

### 外注活動

A 2.3.9. 認証ホルダーまたは認証申請を希望している組織が活動を外注している場合、(例:保管、輸送、その他の活動) 認証団体は下請け業者が管理の連鎖 認証要件を満たし、それらの工程が導入されているか確認する必要がある。

A 2.3.10. 認証団体は認証ホルダーまたは認証申請を希望している組織と契約を結んでいる外部の独立した業者がRTRS管理の連鎖基準の要件を満たしているか確認する必要がある。

A 2.3.11. 認証団体は外注業者が活動を行う農家ででの監査頻度を定義する必要がある。このプロセスには管理されていない外注業者による作業により発生する作物の混合、または入違いのリスク分析を行わなければならない。また次にあげる事項も考慮する必要がある。:

- (a) 外注される量
- (b) 外注される工程タイプ
- (c) 要件達成方法
- (d) 組織独自の重要管理点を使用している (RTRS管理の連鎖基準の4.2を参照)

### 会議終了

A 2.3.12. CBIは評価担当者が認証申請団体に不適正の場合も含め、評価の結果を発表し次へのステップを確認する。

### A 2.4. 報告

A 2.4.1. CBIはRTRS管理の連鎖基準の関連セクションに従って認証プロセスの認証レポートを作成する。RTRSの要件を満たすという条件で(付録2を参照) この報告書はその他の供給連鎖の報告書と組み合わせることもできる。(食品安全または食料保証の概要等)。

### 不適正

A 2.4.2. CBIによって評価期間に認識された不適正は大部分が不適正か少数派の不適正かが評価され、レポートまたは関連チェックリストに記録される。

A 2.4.3. すべて不適正に対し是正措置のリクエスト(CARs)、認証審査の中止、または取り下げの判断がくだされる。

A 2.4.4. 不適正が少数派と判断される場合:

- a) 期間的な場合、または
- b) 不定期/システム化されていない場合、または
- c) 不適正のインパクトが期間的、および組織的規模で限定されている場合



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

d) 要件達成を妨げる基礎的な失敗でない場合。

A 2.4.5. 大部分が不適正と判断されるのは管理の連鎖基準の要件達成を妨げる次にあげるような基礎的な問題がある場合である。

- a) 長期間にわたる継続的な問題、または
- b) 繰り返されるまたはシステム化される問題、または
- c) 認識されてからは是正されていない、または責任者によって適切な処置が行われていない問題。

A 2.4.5.1 認証 団体は評価期間中に認識された少数派の不適正の数とそのインパクトがシステム化された問題なのかどうかを判断する必要がある。(i.e. マネージメントシステムの問題)それが繰り返されるようであれば大部分が不適切とみなされる。

注: 監査担当者は不適正になりかねない問題の初期段階を認識する必要がある。これらはメインの評価または監視評価レポートで顧客のために記録する。

A 2.4.6. 認証団体はRTRS 管理の連鎖基準の適用項目の要件で大部分が不適正と判断された組織に認証を発行、または再発行することはできない。

A 2.4.7. 組織は30日以内には是正措置リクエスト(CARs)に応える実施プランの提出を求める必要がある。

A 2.4.8. CBは認証発行前に実施プランを承認しなければならない。

A 2.4.9. CB は3か月以内に大部分の是正措置リクエスト (CARs) に対する処置を求めなければならない。

注: 大部分が不適正の場合、3か月以上改善活動が続けることもできる。しかし認証獲得に新たな不適正が発生しないようにある一定期間内に対処する必要がある。

A 2.4.9.1. CBは認証発行前に是正措置リクエストが (CARs) が完全に対処されたことを確認しなければならない。

A 2.4.9.2. 大半のCARs が対処されたという確認は是正措置リクエスト (CAR) アセスメントまたは文書の再検査を通じて行う。

A 2.4.10. CBはすべての小さな是正措置リクエスト (CARs) は1年以内の対処を求める。

A 2.4.11. CBはすべての是正措置リクエスト (CARs) は次回の評価で完全に対処されているか確認する必要がある。

### A 2.5. 認証授与

A 2.5.1. CBはこの基準のすべての要件を満たす組織に認証を授与し、ロゴと認証声明の使用を許可する。

A 2.5.2. 認証の有効期限は5年間で監視評価が毎年行われ、基準の要件や文書がその間確認される。

A 2.5.3. 5年の期限を超えると新しい認証発行前に再評価を受ける必要がある。

A 2.5.4. 認証情報は3.5.2に加え、カバーされている製品タイプや管理システムのタイプを含まなければならない。

### A 2.6. RTRSへの報告

A 2.6.1. CBはRTRSがリクエストする新しい認証やその他の情報をRTRS認証データベースと独自の認証組織リストに登録しなければならない。

A 2.6.2. CBは組織が毎年受領、または供給する大豆、大豆派製品、大豆含有製品の量を(オンラインデータベースまたはRTRSのリクエストに応じて)通知する必要がある。

注: 生産量や販売量の管理に関する規則、過剰販売または過剰共有に関する規則に関する追加のガイダンスがRTRSの別文書で開発されている。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

### 監視評価

- A 2.6.3. CBは認証の有効期限内、最低でも年に一度の監視評価を行う必要がある。
- A 2.6.4. CBはまたRTRS基準の要件達成に関して心配な点がある場合は事前の通知期間が短い監視評価を行うことができる。
  - C 2.6.4.1. CBは少なくとも24時間前にはその監視評価の通知をする必要がある。

### A 3. 声明

- A 3.1. 認証団体は認証ホルダーまたは認証申請を希望する団体がロゴ・声明に関するRTRS要件を満たしていることを確認しなければならない。(RTRS コミュニケーションと声明方針を参照)



## 項目 B. 供給連鎖のための RTRS EU RED 従属要件に対する追加要件

この項目は RTRS 管理の連鎖基準に加えて使用される RTRS 供給連鎖の EU RED 要件達成に対する認証授与を希望する認証団体に適用される。

供給連鎖のための EU RED RTRS 要件は欧州 (EU) 市場でバイオ燃料として使用される大豆の価格連鎖に関わる基準を構成している。そのため RTRS は EU 市場の代替エネルギー (RED) ガイドラインの要件を満たしている。

全体要件 (この文書のセクション VII) と 項目 A の要件はこの項目の要件に加え必ず達成されていなければならない。

### B 1. CBのための認定と認可プロセス

#### B 1.1. 中心となる資格要件

B 1.1.1. 認証団体が測定、GHGの放出量データをモニタリングおよび登録した供給連鎖の施設を評価する認証サービスを提供したい場合、認証団体はISO14065: 2007 の要件を満たしてなければならない。また ISO 14064-3: 2006<sup>6</sup> に沿った監査を実施した経験をもっていなければならない。(またはそれを証明する必要がある)

B 1.1.1.1. 供給連鎖の施設が大豆生産でGHG放出量のデフォルトの値を使用し、認証団体は認証サービスのみを行う場合はこの要件は適用されない。

### B 2. 評価要件

#### B 2.1. 評価チームと 評価担当者

B 2.1.1. メインの評価と年に一度の監視評価のメンバーに次にあげるRTRS供給連鎖のEU RED要件を満たす評価担当者を含む必要がある。:

B 2.1.1.1. 温室効果ガス (GHG) 放出データの測定、モニタリング、記録、そして主な供給連鎖の施設での GHG放出量の計算 (例:輸送、加工、保管)。

#### B 2.2. 報告書の再検査

B 2.2.1. CB は報告書内で供給の連鎖のためのRTRS EU RED要件達成に関する評価活動についてのレポートを作成する必要がある。このレポートはRTRS管理の連鎖基準に対するメインレポートの中のセクション形式で作成することができる。

#### B 2.3. 認証の授与

B 2.3.1. 発行された認証はすべて (この文書のA 2.5 と 3.5.2 を参照) その認証範囲、RTRS EU REDまたは供給連鎖要件の達成なのかの情報を含む必要がある。

<sup>6</sup> ISO 14064-3:2007 –温室効果ガス–パート 3: 温室効果ガス定義に関する承認と検証のについてのガイダンスつきの明細事項 (検証団体に適用)  
ISO14065:2007 – 温室効果ガス –認証またはその他の証明に使う温室効果ガス認証と検証団体要件 (検証団体に適用)





## Module C. マルチサイトCoC認証のための追加要件

この項目は RTRS 管理の連鎖 認証基準の項目 C、マルチサイト管理の連鎖要件に対する認証授与を希望する認証団体に適用する。

全体要件(この文書のセクション VII) と項目 A の要件がこの要件に加えて満たされていなければならない。

### C 1. 認証ユニット要件

#### C 1.1. 認証ユニット

C 1.1.1. 認証は一つの企業によって行われ、マルチサイトグループに参加するすべての施設をカバーしていなければならない。

### C 2. 評価要件

#### C 2.1. 計画

C 2.1.1. CBは企業のマルチサイトシステムでリスク アセスメントを再検査しこのアセスメントは十分に行われているか判断する。

C 2.1.2. CBは企業のリスク アセスメントが十分に行われるまでは、監査を行ってはいけない。

C 2.1.3. マルチサイトシステムに参加している施設は管理の連鎖の認証有効期間の5年に一度は認証団体 (CB) によって監査されなければならない。

#### C 2.2. 評価の適性

C 2.2.1. CBは内部管理システム (ICS)がRTRSマルチサイト管理の連鎖基準 (項目 C) に従っているか評価する必要がある。ICSの評価はメインの認証評価、監視評価の一部を形成する。

C 2.2.2. CBは訪問する施設のサンプルを選び、該当セクションのRTRS管理の連鎖認証適性を評価する。

C 2.2.3. サンプリングの目的として、CBはマルチサイトシステムに含まれている施設にカテゴリーをつける必要がある。それぞれのカテゴリーは同じような管理の連鎖システムを導入し同じような活動タイプの施設が含まれる。

C 2.2.4. メイン評価と5年後の再評価で最低訪問する施設の数はそれぞれのカテゴリー施設の全体数の平方根 ( $\sqrt{\quad}$ )で決められる。

*注: 平方根で計算する場合、数値は繰り上げられる。*

C 2.2.5. 監視評価で最低訪問しなければならない施設の数はそれぞれのカテゴリーの施設全体数の0.6平方根 ( $0.6\sqrt{\quad}$ )である。

C 2.2.6. メイン評価と年に一度の監視評価でサンプルにされた施設の組み合わせが必要以上に少ない場合、5年の間ですべての施設に監査が入るよう、サンプルになる施設の数を年々増やしていかななければならない。

C 2.2.7. 施設の30%はランダムに選ばなければならない。残りは企業のリスクや前回の監査での活動を考慮して選択する。同じ施設が続けてサンプルになることもあるが5年に1度はすべての施設が監査されるよう、サンプルの数を増やす必要がある。

C 2.2.8. 初期監査または年間監視監査の後で組織の認証範囲に追加されるが翌年の年間監査で削除された施設は認証範囲に入っていないなくてもCBによって次回、監査される。

C 2.2.9. 認証 団体はロジスティクスの面で便利な施設を選らんではいけない。

#### C 2.3. 不適正



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- C 2.3.1. CBによって大部分が不適正とメイン評価または監視評価で判断された場合、評価はサンプルのサイズを拡大してシステム化された問題なのか内部管理システム（ICS）の問題なのか、または一つの施設のみの問題なのかを定義する。
- C 2.3.2. CBによって大部分が不適正と判断され、システム化された問題ではなく、一つの施設の問題であると認識された場合、その施設は認証範囲から外される。
- C 2.3.3. CBによって大部分が不適正と判断され、内部管理システム（ICS）のシステム化された問題である場合、正しい是正措置リクエストに対し企業が措置を行うまでマルチサイト認証は保留される。



## Module D. 食材保証システムの項目に対する認証要件とRTRS大豆製品の項目

この項目では RTRS 管理の連鎖基準、FEMAS と RTRS 大豆製品に対し認証する団体に適用される。FEMAS と RTRS 大豆製品のための RTRS 項目は FEMAS 基本基準と共に認証しなければならない。そのため追加の要件は FEMAS 認定認証要件に従う。

全体要件（この文書の項目 VII）はこの項目と共に達成されなければならない。

### D.1 団体に対する要件

#### D.1.1 文書化された工程表

D.1.1.1 CBIはFEMASとRTRS大豆製品に対するRTRS項目の評価及び達成度を評価するための工程表を文書化しなければならない。

D.1.1.2 CBIはFEMASとRTRS大豆製品に対するRTRS項目評価及び達成度を評価するための工程表を文書化しなければならない。

D.1.1.3 CBの工程表は ISO 19011: 2001 品質と環境マネジメントシステム評価のためのガイドラインに従って計画されなければならない。

D.1.1.4 CBの工程表ではFEMAS基本基準の監査に必要な人員、日数、この項目の評価、監査の評価が含まれる。これらは評価する団体の規模や内容、認証の目標、施設からの距離、そして前の監査の情報等に準じて計画される。証拠を集めるための時間配分も工程表に記される。

#### D.1.2 認証ユニット

D.1.2.1 供給連鎖の認証監査は施設レベル<sup>7</sup>で行われる。

### D.2 評価要件

#### D.2.1 評価チームと評価担当者

D.2.1.1 CBは評価担当者と評価チームのメンバーの最少人数を定義しなければならない。CB は評価担当のリーダーは:

D.2.1.1.1 RTRS評価担当者の最小要件を満たしている(付録1参照)。

D.2.1.1.2 文書内のFEMASとRTRS大豆製品のためのRTRS項目、コミュニケーション声明方針の要件を熟知している。

D.2.1.1.3 評価が行われる場所の言語を理解する、または外部の通訳者を雇う。

#### D.2.2 計画

D.2.2.1 CBIは評価の日数と目標を設定する際、供給連鎖評価<sup>8</sup>の目標、組織が他の認証で使用するマネジメント及びオペレーションシステム（例: 食物安全、食材保証、品質、管理）を考慮する必要がある。

#### D.2.3 達成評価

D.2.3.1 達成評価はFEMAS、RTRS大豆製品項目の指数が適性が不適正で判断される。全体要件と適用できる項目の要件も含まれる。

D.2.3.2 メイン評価の日程は認証団体が決める。認証団体は顧客と話し合い、RTRS大豆製品のFEMASとRTRS項目の評価を他の施設での現場評価と同時にを行うことができる。

<sup>7</sup> RTRS 大豆製品の FEMAS 項目の下、隔離システムとマスバランスシステムのみで認証が可能。マルチサイト、非 GMO 認証はこの項目では許可されない。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

D 2.3.3 評価期間中、安全かつ自由にすべての施設に立ち入ることができなければならない。立ち入ることができない場合は申請団体の意向に関係のない事情通行（道路通行止め、洪水、内戦、テロ活動等）でない限りは無効となる。外部の事情で立ち入りできない場合、評価の日を延期するまたは他から情報を入手する等の処置を行う。どちらの場合も新たに申請を行う必要がある。

D 2.3.4 同じ顧客に対し3回連続同じ評価担当者が評価を行うことはない。（監視評価も含む）

### D 2.4 文書と記録

D 2.4.1 監査担当者はすべてのFEMAS と RTRS 大豆製品のためのRTRS項目の要件の達成を評価するために管理の監査マネージメントシステム文書と過去の記録ををよく理解し評価する必要がある。

D 2.4.2 FEMAS と RTRS大豆製品のためのRTRS項目に関わる管理の連鎖、工程、認証大豆とその派製品の供給記録を再検査する必要がある。

注: 生産量や販売量の管理に関する規則、過剰販売または過剰共有の規則に関する追加のガイダンスがRTRSの別文書で開発されている。

### D 2.5 施設訪問

D 2.5.1 監査担当者は次の要件を満たすために多くの施設を訪問し様々な管理点を評価する必要がある:

- a) 組織の文書化されたシステムと工程表
- b) RTRS大豆生産のためのFEMAS と RTRS 項目関連セクションのすべての要件

### D 2.6 外注活動

D 2.6.1 認証獲得を目指す組織が活動を外注する (例: 保管、運搬等その他の活動を下請けする) 場合、認証団体は外注業者の活動工程がRTRS大豆生産のためのFEMASとRTRS項目をそれに関連する項目の工程に準じているか確認する必要がある。

D 2.6.2 認証団体は外注業者が認証獲得を希望する団体または認証ホルダーとの契約通りRTRS大豆生産のためのFEMASとRTRS項目とそれに関連する項目の要件に従って実施されているかを評価する。

D 2.6.3 認証団体は外注業者が活動を行う農家での監査頻度を定義する必要がある。このプロセスには管理されていない外注業者による作物の混合、または入違いのリスクの分析を含まなければいけない。:

- (c) 外注される量,
- (d) 外注される工程タイプ,
- (e) 第三者の達成度を保証する組織の工程
- (f) 重要管理点認識

### D 2.7 会議終了

D 2.7.1 評価はCBの評価担当者が認証申請団体に評価の結果を報告する会議をもって終了する。

### D 2.8 報告

D 2.8.1 CB はRTRS大豆製品のためのFEMAS と RTRS 項目の認証プロセスに対し 認証レポートを作成する必要がある。RTRSの報告書に関する要件はこれを提出することにより達成することになる。(付録2の供給連鎖認証 レポートの最低要件を参照)。このレポートは他の供給連鎖評価のレポートと組み合わせることもできる。(例.; FEMAS 中心基準認証)

### D 2.9 不適正

D 2.9.1 CBによって評価期間に認識された不適正は大部分が不適正か少数派の不適正かが評価され、レポートに記録される。

D 2.9.2 すべての不適正に対し是正措置のリクエストが (CARs)、認証審査の中止または取り下げの判断が下される。

D 2.9.3 不適正が少数と判断される場合:

- a) 期間的な場合、または



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- b) 不定期/システム化されていない場合、または
- c) 不適正のインパクトが期間的、および組織的規模で限定されている場合
- d) 要件達成を妨げる基礎的な失敗でない場合。

D 2.9.4 単独または他の不適正との組み合わせで管理の連鎖基準要件達成を妨げる基礎的な問題がある場合、大部分が不適正と判断される。それらの問題には次のようなものがある。

- a) 長期間にわたる継続的な問題
- b) 繰り返され、システム化されている問題
- c) 認識されてからは正されていない、または責任者によって適切な処置が行われていない問題

D 2.9.4.1 認証 団体は評価期間中に認識された少数派の不適正の数とそのインパクトがシステム化された問題なのかどうかを判断する必要がある。(例: マネジメントシステムの問題) それが繰り返されるようであれば大部分が不適切とみなされる。

注: 監査担当者は不適正になりかねない問題の初期段階を認識する必要がある。これらはメインの評価または監視評価レポートで顧客のために記録する。

D 2.9.4.2 認証団体はRTRS管理の連鎖基準の適用項目の要件で大部分が不適正と判断された組織に認証を発行、または再発行することはできない。

D 2.9.4.3 組織は30日以内に是正措置リクエスト (CARs) に応える実施プランの提出を求める必要がある。

D 2.9.4.4 CBは認証発行前に実施プランを承認しなければならない。

D 2.9.4.5 CBは3か月以内に是正措置リクエスト (CARs) の大部分に対する処置を求めなければいけない。

NOTE: 大部分が不適正の場合、3か月以上改善活動を続けることもできる。しかし認証獲得に新たな不適正が発生しないようにある一定期間内に対処する必要がある。

D 2.9.4.5.1 CBは認証発行前に是正措置リクエストが (CARs) が完全に対処されたことを確認しなければならない。

D 2.9.4.5.2 大半のCARs が対処されたという確認は是正措置リクエスト (CAR) アセスメントまたは文書の再検査を通じて行う。

D 2.9.4.6 CBはすべての小さな是正措置リクエスト (CARs) に対しては1年以内の対処を求める。

D 2.9.4.7 CBはすべての是正措置リクエスト (CARs) が次回の評価で完全に対処されているか確認する必要がある。

### D 2.10 認証の授与

D 2.10.1 CBはFEMASとRTRS大豆製品のたえのRTRS項目のすべての要件を満たす組織に認証を授与し、ロゴと認証声明の使用を許可する。

D 2.10.2 認証の有効期限は3年でその間監視評価が毎年行われ、基準の要件や文書がその間確認される。

D 2.10.3 3年の期限が超えると新しい認証発行前に再評価を受ける必要がある。

### D 2.11 認証の発行

D 2.11.1 RTRS 大豆製品のためのFEMAS & RTRS項目の認証番号は次のシステムに従って割り当てられる。:

D 2.11.1.1 RTRS 大豆製品のためのFEMAS & RTRS 項目番号は唯一で下の表で示すように3つまたは4つの部分で構成されている。:



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

| 認証番号の構成                           | 記載方法                             | 注               |
|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| RTRS 責任のある大豆のための認証だということを証明する参考資料 | RTRS                             | すべての認証で一番必須     |
| 動物のための食材保証計画認証の参考資料               | FEMAS                            | すべての認証で2番目に必須   |
| 略語またはCBの頭文字                       | 例: SGS、KPMG、CU                   | 契約時にRTRSと合意する   |
| 評価されたの項目に該当する頭文字                  | COC (管理の連鎖認証のためのFEMAS & RTRS 項目) |                 |
| 唯一の連続番号                           | 例 0012                           | CBが発行した認証番号に従う。 |

### D 2.11.1.2 例:

- RTRS-FEMAS-CU-COC-0034
- RTRS-FEMAS-SGS-COC-0034

### D 2.11.2 認証内容: 発行される認証には数なくとも次の情報が含まれる。:

- 認証番号
- 認証団体: 団体名、住所、市町村、国
- 認証範囲: 評価に使われた基準の名前とそのバージョン番号
- 認証の有効期限: 年月日から年月日
- 認証を発行した認証団体名、住所、市町村と国
- FEMAS とRTRSのロゴ、RTRSロゴの使用規則に従ったRTRSロゴ。
- 認証製品のタイプ
- 使用した管理の連鎖システム、マスバランスシステム、隔離システム

## D 2.12 RTRSレポート

D 2.12.1 CBはRTRSによる新しい認証やその他の情報をRTRS認証データベース、また独自の認証組織リストに記録しなければならない。

D 2.12.2 CBは毎年組織に出入りする大豆、大豆派製品、大豆含有製品の量を報告する必要がある。(オンラインデータベースまたはRTRSに直接)

注: 生産量や販売量の管理に関する規則、過剰販売または過剰共有の規則に関する追加のガイダンスがRTRSの別文書で開発されている。

## D 2.13 監視評価

D 2.13.1 CBは認証の有効期限内、最低でも年に一度監視評価を行う必要がある。

D 2.13.2 CBは項目の要件に関して心配な点がある場合は事前の通知期間が短い監視評価を行うことができる。

D 2.13.2.1 CBは少なくとも24時間前にはその監視評価の通知をする必要がある。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

### D 3. 声明

D 3.1 認証団体は認証ホルダーが声明の使用に関するRTRS要件を満たしているか確認する必要がある。(コミュニケーションと声明方針を参照)



**Annex 1. 管理の連鎖の RTRS 基準認証における RTRS 評価担当リーダーの能力**

RTRS管理の連鎖認証のための評価担当リーダーの最低条件はRTRSに定義されている。

**1. 技術スキルとその資格**

- 1.1. RTRS CoC基準と監査の基本技術の理解を含むRTRS認可研修<sup>9</sup>を終了していること。
- 1.2. 監査リーダー研修を終了していること。
  - 1.2.1. ISO 9000、14000、または OHSAS 18000、(最低37時間) または
  - 1.2.2. ISO 19011 研修 (最低 24 時間) を終了していること。
- 注: 実習も含めること (例; オンライン研修は認められない)
- 1.3. 少なくとも2つの異なる組織で類似の認証検査を最低10日間リーダー監査担当者のもとで行うこと。

**2. 正式な資格:**

- 2.1. 高校またはそれ相応の学歴 (最低2年間の学習期間)。

---

<sup>9</sup>認可された研修には RTRS に承認・認可されている研修システムも含まれる





## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

### Annex 2. 評価レポート; RTRS CoC 基準のための認証<sup>10</sup>

この付録では RTRS CoC 認証レポートの必要最小限の要件を紹介する。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 認証ホルダー企業              | 認証された企業名とその住所(国を含む)またその企業の活動場所。 認証取得または認証プロセスを監査する責任者の連絡先等も含む。   |
| 認証団体                  | CB名<br>CB 認証番号   |
| 認定データ                 | CBを認定した認定団体名、認定日、RTRS認可ステータス   |
| 要約                    | レポートの要約。認証範囲の簡単な説明を含む。活動工程はRTRS 大豆、RTRS 非GMO大豆、または大豆派製品なのかも含める。  |
| 結果                    | 認証団体の最終判決。このセクションには勧告、未達成条件、明確な認証ステータスを含める。  |
| 認証の詳細                 | 認証番号、有効期限(開始日と終了日)、最初の認証日  |
| レポートの背景               | a) 作成者:<br>評価担当者名<br>評価担当者の資格<br>認証判決を行う認証団体の管理代表者名<br>b) 前回の評価(適用する場合):<br>前回の認証評価と結果の要約。勧告と不適正点も含む。<br>c) 施設訪問:<br>日付つきの日程表。監査の中心アイテムと場所。相談した人の名前と所属。                                      |
| 範囲                    | 評価範囲の詳細には次の項目が含まれる: <ul style="list-style-type: none"><li>• 認証がカバーする供給連鎖モデル</li><li>• 評価された活動のRTRS CoC 基準セクション(とその関連書類)</li><li>• 認証された製品(例:入庫製品と出庫製品)</li><li>• 大豆派製品が非GMOであるかどうか</li></ul> |
| オペレーションマネージメントシステムの詳細 | RTRC CoC基準を満たすための組織システム、管理システム、オペレーションシステムの明細。   |
| 認証と声明購入量              | 一定期間に認証されたRTRS認証大豆、大豆油、大豆粉、またはその他の大豆派製品の年間量。RTRS 声明はRTRS 認証貿易プラットフォームから発行されたのか物理的な流れで発行されたのか認識(それぞれの量)   |
|                       | 認証開始日<br>再認証日(適用する場合)  |
| 責任の認識                 | 認証団体によるサイン   |

<sup>10</sup> RTRS 大豆製品のための FEMAS と RTRS 項目にも適用される。